# 愛知県認知症疾患医療センター指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症施策等総合支援事業の実施について」(平成26年7月9日付け老発0709第3号厚生労働省老健局長通知)の別添2「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に基づき、知事が行う認知症疾患医療センター(以下「センター」という。)の指定について必要な事項を定める。

## (本要綱の対象)

第2条 前条による指定は、新たなセンターの指定(以下「新規指定」という。)及び既に指定を受けているセンターの指定期間満了に伴う更新時の指定(以下「更新指定」という。)とする。

# (指定期間)

第3条 指定期間は、指定の日から原則3年以内で、別に知事が定める期間とする。

(申請)

第4条 センターの指定を希望する医療機関(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに、 別紙様式「愛知県認知症疾患医療センター新規指定・更新指定申請書」を知事に提出する。

# (審査及び指定)

- 第5条 知事は、申請者について、別紙「愛知県認知症疾患医療センター設置基準」(以下「設置基準」という。)を満たしセンターとして適切な運営が見込まれるかについて審査を行い、センターの指定を行う。なお、指定に当たっては、別に定める「愛知県認知症疾患医療センター評価委員会」(以下「評価委員会」という。)における審査結果を踏まえることとする。
- 2 審査に当たっては、必要に応じて申請者にヒアリングを行うことができる。
- 3 知事は、前項に定める審査を行った際には、その審査結果を申請者に通知する。

#### (指定の取り消し)

- 第6条 前条の規定により指定を受けたセンターが、設置基準を満たさなくなった場合等は、速やかに知事に届け出ることとする。
- 2 知事は、前項による届け出を受けた場合、当該センターの指定を取り消すこととする。
- 3 知事は、既に指定を受けているセンターが設置基準を満たさないと判断される場合等には、必要 に応じて評価委員会での協議を踏まえ、当該センターの指定を取り消すことができる。

# 附則

この要綱は、2022年10月4日から施行する。

### 附則

この要綱は、2024年9月30日から施行する。

# 愛知県認知症疾患医療センター設置基準

### I 地域型

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

# 1 専門医療に関すること

#### (1) 相談体制

医療相談室を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

## (2) 人員配置

ア 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別 診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師が1名以上配置されて いること。

イ 公認心理師又は臨床心理士等の専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

ウ 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センター等との連絡調整、専門 医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行 う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センター等との連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

## (3) 検査体制

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図 検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コン ピュータ断層撮影装置(CT)及び磁気共鳴画像装置(MRI)を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置 (MRI) を有していない場合は、それを活用できる体制 (他の医療機関との連携体制を含む。) が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置(CT)については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置(CT)を有しているとみなすこととする。また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ(SPECT)を活用できる体制(他の医療機関との連携体制を含む。)が整備されていること。

#### (4) 外来診療

センターを稼働する週5日のうち、3日以上は認知症外来診療を実施すること。また、外来診療を実施しない日にあっては専門医療相談窓口を開設すること。

#### (5) 入院体制

認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を 有していること。 ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下のア又はイのいずれかを満たしていること。

ア 認知症の行動・心理症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院 であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体 制がとれていること。

イ 身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症の行動・心理症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること。

## 2 地域連携の推進に関すること

(1) 認知症疾患医療センター地域連携会議の開催

地域の連携体制強化のため、県医師会・郡市等医師会などの保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター等から組織された認知症疾患医療センター地域連携会議を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うこと。 (開催回数)年1回以上

(2) 情報発信·普及啓発等

地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

(3) 研修の開催

認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組むこと。

(開催回数)年2回以上

# 3 診断後等支援に関すること

認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関の他、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域包括支援センター等との連携の推進を図るため、センターは地域の実情や必要に応じて、以下(1)(2)のいずれか又はその両方の取組を行う。

(1) 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援

かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携の上、地域の実情や必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員をセンターに配置し、必要な相談支援を実施する。

(2) 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動を実施する。

4 アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能に関すること アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療を行うに際し、認知症の人や家族からの 当該治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等 と連携し、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療の適応外である者への支援等

## Ⅱ 連携型

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

- 1 専門医療に関すること
- (1) 相談体制

専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

(2) 人員配置

ア 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別 診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師が1名以上配置されて いること。

イ 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している 看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が1名以上配置されていること。

(3) 検査体制

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置(CT)、磁気共鳴画像装置(MRI)及び脳血流シンチグラフィ(SPECT)を他の医療機関との連携体制により活用できる体制が整備されていること。

(4) 外来診療

センターを稼働する週5日のうち、3日以上は認知症外来診療を実施すること。また、外来診療を実施しない日にあっては専門医療相談窓口を開設すること。

(5) 連携体制

認知症疾患の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神 科病院との連携体制を確保していること。

2 地域連携に関すること

「I地域型 2地域連携の推進に関すること」と同様とする。なお、地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

3 診断後等支援に関すること

「Ⅰ地域型 3診断後等支援に関すること」と同様とする。

4 アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能に関すること

「 I 地域型 4 アルツハイマー病の抗アミロイド  $\beta$  抗体薬に係る治療・相談支援等機能に関すること」と同様とする。